参考資料３

先行自治体の事例比較：こどもの権利を保障する施策に係る規定について

【富田林市】　第４章　こどもの権利を保障するまちづくりの推進

（こどもの権利の周知および啓発）
第１０条　こどもは、子どもの権利条約およびこの条例について、知ることができます。
２　市は、こども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等および市の職員が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約およびこの条例の積極的な周知および啓発を行います。
～　（中略）～
（こどもの権利侵害の防止および救済）
第１１条　こどもは、こどもの権利侵害を受けたとき、または受けるおそれがあるときは、必要な支援を受けることができます。
２　市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもの権利侵害の防止および早期発見に努めます。
～　（中略）　～
（こどもの意見表明および参加）
第１２条　こどもは、自由に自分の意見等を表明することができ、自分に関わることに参加することができます。
２　こどもは、意見等を表明するために、必要な情報を得たり、意見等を形成するための支援を受けたりすることができます。
～　（中略）　～
（こどもの相談）
第１３条　こどもは、悩み、困りごと、意見等について、気軽に相談することができます。
２　市は、こども自身が気軽に安心して相談できる機会を設けます。
～　（中略）　～

（こどもの権利を保障する施策の推進）
第１４条　市は、すべてのこどもがだれ一人取り残されることなく、その権利が守られ、社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の防止と解消に向けた取組を推進します。
２　市は、こどもが楽しく遊んだり、休んだり、勉強したりし、安心し自分らしくいられる多様ない場所づくりを推進します。
３　市は、こども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望む形で学ぶことができる多様な環境づくりを推進します。
４　市は、こどもの置かれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行います。
５　市は、保護者がこどもの権利を保障することができるよう、それぞれの家庭等の状況に応じた氏江を行います。
６　市は、こどもの権利の保障について、市民等および育ち学ぶ施設等と協力するとともに、こどもの権利を保障するための活動を支援します。

【武蔵野市】　第５章　子どもにやさしいまちづくりの推進

（自分らしく居られる場所）
第１３条　市は、子どもが自分らしく居られる多様な居場所づくりを推進します。
２　市と市民は、家庭、曽田ｔ学ぶ施設その他多様な地域活動の場が子どもの安心できる居場所となるよう努めます。
～　（中略）～
（年齢、発達などに応じた居場所）
第１４条　市は、子どもの年齢、発達などに応じた遊びと育ちのための専用の居場所の確保とその居場所において支援を行う人材の育成に努めます。
２　市は、乳幼児期の子どもと保護者のための居場所づくりを推進します。
～　（中略）～
（多様な学びの場）
第１５条　市は、何らかの理由により学校に通うことができない子どもが自らの社会的自立を目指し、自らに適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます。
～　（中略）～
（子どもからの相談）
第１６条　市は、子どもが身近な場所での関係づくりを通じて困りごと、不安に感じることなどを気軽に話すことができるよう、多様な相談の場づくりを推進します。
２　市は、子どもから直接、相談を受けることのできる窓口を設けます。
～　（中略）～
（子どもの意見表明）
第１７条　子どもは、自由に意見を表明することができます。
２　子どもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。
～　（中略）～
（子どもの参加）
第１８条　子どもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます。
２　市は、子どもに関する施策と計画の決定、これらの実施結果の評価などを行うときはおとなと同じように子どもにも市民として意見を表明できる機会を設けるよう努めます。
～　（中略）～
（子ども一人ひとりに合わせた支援）
第１９条　市は、子どものおかれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行うよう努めます。
２　市は、市民と育ち学ぶ施設の関係者が子ども一人ひとりに合わせた配慮ができるよう、必要な支援に努めます。
（子どもからおとなへの移行支援）
第２０条　市は、大人へと移行する時期の子どもが社会的自立のための支援を必要とする場合、１８歳以上であってもその支援を継続して受けることができるよう、環境の整備に努めます。